

一般社団法人日本神経救急学会フェロー制度規則 Ver. 1. 180618

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本神経救急学会(以下、本学会)は、本会定款第3条および第4条第2、4、5項の事業達成のため、フェロー制度を発足させ、この規則をおく。

第2条 神経系の救急医療あるいは集中治療を要する疾患、病態の診療に必要な基本的知識や医療技術を習得、当該医療分野における世界最高水準の医療内容の維持、向上ならびに学術的発展に貢献し、さらには患者の健康ならびに福祉の増進と身体的福祉の昂揚に指導的貢献をなし得る医師・メディカルスタッフ輩出を目的とする。

第3条 本学会フェロー認定委員会(以下、本委員会)は、フェロー(邦文名:日本神経救急学会フェロー、英文名:Fellow of the Japan Society of Neurological Emergencies and Critical Care, 略称名FJNE)の審査を行い、その他必要とされる様々な事項に関して調整をする。その後、理事会での議決を受ける。

第2章 フェローの申請と認定

第4条 フェロー申請者は、次の各項に定める資格をすべて備えている必要がある。

1. 申請時点において3年以上、本学会員で会費を完納していること
2. 神経救急・集中治療に関する5年以上の経験を有すること。またはそれと同等の学識、経験、技術を習得したと判断されること。
3. 申請時において3回以上、本学会学術集会で演題を発表していること(共同演者可)。
4. 医師については申請時において、神経救急・集中治療に関する論文3編以上を発表していること(原著、総説、著書含む)(共著可)。うち本学会誌に1編以上の筆頭著者または共著論文があること(原著ほか)

第5条 フェロー申請者は、期限までに次に定める書類を委員会に提出するとともに、手数料10,000円を本学会に納付する。

1. フェロー申請書(様式1)
2. 履歴書
3. 推薦状2通(本学会理事あるいは評議員)
4. 神経救急・集中治療に関する1000字程度の抱負(様式2)

第6条 年2回、本委員会が審査を行い、書類審査上、フェロー適格と判定された場合は、理事会での議決を経て、手数料10,000円の入金確認を持って本学会理事長名で認定証を送付する(様式2)。

第7条 フェローとしてふさわしくない行為のあったとき、またはフェローとして不適と認められたときは、フェロー認定委員会、理事会の議決によって、フェローの認定を取り消すことができる。ただしこの場合、そのフェローに対し、弁明の機会が与えられる。

第3章 フェローの更新

第8条 フェローは5年毎の更新を必要とする。

第9条 フェロー更新申請者は、期限までに次に定める書類を本委員会に提出するとともに、手数料10,000円を本学会に納付する。

1. フェロー更新申請書(様式3)
2. 前回フェロー認定(更新)後に少なくとも1回、本学会学術集会で講演あるいは一般演題発表等を行っていること。
3. 前回フェロー認定(更新)後に2回以上、本学会学術集会あるいは本学会が開催するセミナー等に参加していること。
4. 前回フェロー認定(更新)後の神経救急・集中治療への取り組み(様式4、診療、研究、教育、管理等に関するまとめ、1000字程度)
5. 医師については前回フェロー認定(更新)後に本学会誌1編以上の発表(筆頭著者または共著)または、本学会誌において1編以上の査読を行っていること。

第10条 年2回、本委員会が審査を行い、書類審査上、適格と判定された場合は、理事会での議決を経て認定証を送付することとする(様式5)。

第4章附則

第11条 本規則の改正・変更には、本委員会で審議し、理事会の承認を得る。

第12条 この規則は、平成30年6月29日より施行する。